

新見市教育委員会 9月定例会 会議録 【公開用】

1 日 時 令和元年9月26日(木) 午後3時30分から

2 場 所 新見市役所南庁舎 3階会議室3A

3 出席委員の職・氏名

教 育 長	城井田 二 郎
職務代理者	松 井 健 一
委 員	住 本 克 彦
委 員	溝 尾 妙 子
委 員	長 谷 川 綾

4 欠席委員の職・氏名 なし

5 説明のため出席した者の職・氏名

教育部長	鹿 島 隆
教育総務課長	高 瀬 広 視
学校教育課長	上 田 博 文
生涯学習課長	名 越 伸 明
教育総務課庶務係長	三 村 真 司

6 記 録

午後3時30分 着 席

(令和元年9月26日(木) 午後3時30分から午後4時41分)

## 1 開 会

## 2 教育長あいさつ

## 3 前会会議録の承認

高瀬課長 (新見市教育委員会 8 月定例会会議録により、前会会議録の承認、議案 2 件、協議・報告 7 件等について説明を行う。)

城井田教育長 前会会議録は承認と決し、次に教育長報告に移ります。

## 4 教育長報告

城井田教育長 (前会の教育委員会以降の主な行事、会議等について報告を行う。)

それでは、事務局報告をお願いします。

## 5 事務局報告

各事務局員 (教育部長、生涯学習課長、学校教育課長、教育総務課長の順に報告を行う。)

城井田教育長 それでは、「6 議事」に移ります。  
「議第 30 号」の説明をお願いします。

## 6 議 事

議第 30 号 令和元年度要保護・準要保護児童生徒就学援助の承認について

上田課長 議第 30 号 令和元年度要保護・準要保護児童生徒就学援助の承認について説明させていただきますので、資料をご覧ください。今回は 1 世帯 1 名の児童について追加申請がありました。資料の 1 ページに記載しておりますが、新見市就学援助規則第 6 条に、準要保護の認定は、その世帯の前年の所得額が生活保護基準額の 1.5 倍以下とされているところであり、2 ページのとおり、当該申請世帯は 1.0 倍を超え 1.5 倍以下の世帯に該当しますので、認定が適当と考えられます。以上です。

城井田教育長 ただいまの説明について委員の皆様から何かご質疑がありますか。

各委員 (無しの声)

城井田教育長 無いようですので、新見市就学援助規則第 6 条の規定に基づき、基準を下回るこの世帯について認定することとし、議第 30 号は承認とします。

次に「議第 31 号」の説明をお願いします。

議第 31 号 指定学校変更認定解除申請の承認について

上田課長 議第31号 指定学校変更認定解除申請の承認について説明させていただきますので、資料をご覧ください。この教育委員会で指定校変更の承認をいただいていたのですが、1世帯1名の生徒の保護者から解除申請が提出されました。指定校変更の理由は希望する部活動へ参加するため、認定期間は卒業するまででしたが、3年生になって部活動の引退に伴い退部したことにより部に在籍しないため、指定校を変更する理由がなくなるということで申請があったものです。理由欄にも記載していますが、親へ送迎等で負担をかけたくないという気持ちもあるように聞いています。認定解除期間については、10月1日（火）から来年3月31日（火）までの期間です。以上です。

城井田教育長 ただいまの説明について委員の皆様から何かご質疑がありますか。

松井職務代理者 事情はわかるのですが、中学校の部活というのは3年生になって総体が終わって、一応活動を引退というのはそういう言い方をするだけで、実際には部活には年度末まで所属しているんですよね。

上田課長 そうです。

松井職務代理者 この子の場合は、その部をあえて退部してというように聞いたのですが、そういうことですか。

上田課長 指定校変更の理由が、指定校に希望する部がないために、その部で活動するために指定校変更するということなので、指定校変更を解除する要件は何かと考えた時に、その部に在籍できなくなったまたはその必要がない状況になった時には、その学校に行く理由がなくなってしまうので、それでの解除ということなのです。

松井職務代理者 この件についてはわかりました。以前、剣道か何かで指定校変更した生徒がいましたよね。その子の場合だったら、3年生まで剣道部を続けて、仮に活動が終了しても3月卒業まで特に変わらなければ当然ずっとということですよね。

上田課長 そうです。今までもいくらか、部活動を理由に指定校変更した件はあったのですが、すべて卒業まで在籍していたので、今回は初めてのケースです。

松井職務代理者 ですよね。3年の途中で十分な実績を上げているにもかかわらず、退部をしたということが調査書の記載とかで問題になることはないのですか。

上田課長 校長先生と話をした時に、調査書の記載について高校側がどのように

判断されるかはわかりませんが、転校先での記載としては前いた学校ではこういう功績を上げているということは書けると聞いています。

松井職務代理者

わかりました。

城井田教育長

ただいまの説明について委員の皆様から何かご質疑がありますか。

各委員

(無しの声)

城井田教育長

無いようですので、議第31号は承認とします。  
次に「議第32号」の説明をお願いします。

議第32号 新見市立幼稚園園則の一部を改正する規則について

上田課長

議第32号 新見市立幼稚園園則の一部を改正する規則について説明させていただきますので、資料をご覧ください。これは、本年10月1日(火)からの幼児教育・保育の無償化にともなうもので、新旧対照表のとおり改正するものです。以上です。

城井田教育長

ただいまの説明について委員の皆様から何かご質疑がありますか。

各委員

(無しの声)

城井田教育長

無いようですので、議第32号は承認とします。  
次に「議第33号」の説明をお願いします。

議第33号 新見市立幼稚園保育料減免に関する規則を廃止する規則について

上田課長

議第33号 新見市立幼稚園保育料減免に関する規則を廃止する規則について説明させていただきますので、資料をご覧ください。幼児教育・保育の無償化がはじまり保育料の減免ということがなくなりますので、当該規則を廃止するものです。以上です。

城井田教育長

ただいまの説明について委員の皆様から何かご質疑がありますか。

各委員

(無しの声)

城井田教育長

無いようですので、議第33号は承認とします。  
次に「協第9号」の報告をお願いします。

協第9号 2学期以降の学校訪問について

上田課長

協第9号 2学期以降の学校訪問について説明させていただきますので、資料をご覧ください。学校訪問については、なかなか予め設定ということが学校の状況で難しいのですが、学事訪問または教育長訪問をし

ていない学校について、各委員のご都合がつけば訪問していただくという観点で設定したいと考えています。行くことが可能な学校を掲載しています。溝尾委員については、できるだけ早めにとということで夏の段階で大まかな予定を調整させていただいていますが、都合が変わっても全く問題ありません。学校訪問については、各種授業公開や通常の授業を学校と相談し期日を設定していますので、各委員の可能な日を仰っていただければ事務局員とで訪問し、授業の参観と懇談を実施したいと思います。可能な日、興味のある学校を仰っていただければ計画します。今日でなくても後日でも構いません。複数の日程が上がっている学校は、いずれの日程でも良いということです。以上です。

城井田教育長 可能でしたら、1校ないし2校程度の訪問をお願いしたいと思います。今日のところでご予定が決まるようでしたら、仰っていただきたいと思えます。

各委員 (以下、各委員で日程を協議、調整する。)

城井田教育長 それでは日程を整理してお知らせします。何かありましたら、学校教育課へご連絡ください。  
外に委員の皆様から何かご質疑がありますか。

各委員 (無しの声)

城井田教育長 無いようですので、協第9号は承認とします。  
次に「協第10号」の報告をお願いします。

#### 協第10号 上市小学校児童のスクールバス乗車について

三村係長 協第10号 上市小学校児童のスクールバス乗車について説明させていただきますので、資料をご覧ください。上市小学校の児童2名について、保護者からスクールバスの乗車希望があったものです。2件の児童について、4年生の女兒と6年生の男児が通学班を組んで徒歩で通学しているのですが、現在の通学路は山沿いの市道で、落石や降雨時には土砂の流出があります。2名の児童とともに女兒の祖母が付き添っているのですが、祖母の都合や児童の状態によっては通学班を組めない状況もあり、国道を通行する上市線スクールバスへの乗車を希望しているものです。学校長を始め、担当地区の民生委員や児童委員からもスクールバスへの乗車の要望が出ています。4ページ以降が現在の通学路の状況写真で、落石の状況や9月3日(火)の豪雨で通学路に流出した土砂の状況です。以上です。

城井田教育長 この地図でいうと、馬塚から3ページの3番、4番を通常は行き来しているということですね。バスの乗車は、家から北上し高梁川を渡って

小谷のバス停でスクールバスを利用したいということですね。

三村係長

そうです。この集落よりも小学校寄りの集落で、通学班を組んで登校している児童がいるのですが、バス停に出るためにはかなり北上しなければならないため、これ以上この通学路から追加で希望が出る見込みはありません。ただ、数年後にこの集落よりも北の集落から女兒が入学する予定があり、1人での通学になるためスクールバス乗車の希望が出る可能性があります。

城井田教育長

ただいまの報告について委員の皆様から何かご質疑がありますか。

各委員

(無しの声)

城井田教育長

無いようですので、協第10号は承認とします。  
以上で議事は終了しました。

## 7 閉 会

城井田教育長

9月定例教育委員会をこれで閉会します。  
長時間ありがとうございました。

(閉会時刻)

(午後4時41分)